

令和9年度入試における自然災害等に係る特別措置申請要項

令和8年5月1日発表

災害で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧をお祈りいたします。

大妻女子大学、大妻女子大学短期大学部では、災害により被災した方に対し特別措置を講じます。該当する方は内容を確認のうえ、手続きをしてください。

入学検定料免除(免除・返還方式)

1. 対象となる入学試験

令和8年度に実施するすべての令和9年度入試

2. 対象者

受験する(した)入学試験日(B方式の場合は大学入学共通テスト試験日)から遡り、1年前までの期間に生じた災害で、本学が指定した災害地域に居住し、公的機関から「り災(被災)証明書」が交付されている方(保証人含む)、または災害により家計支持者が死亡した方。

3. 特別措置内容

入学検定料免除または返還

4. 申請方法

次の書類を各入学試験の出願書類とともに提出してください。

出願書類提出後も受け付けいたしますが、その際は**令和9年3月2日(火)**までに**簡易書留**で入試グループ宛に送付してください(郵送必着)。

(1) **自然災害等に係る特別措置申請書**(令和9年度入試自然災害用・本学所定用紙)

(2) **り災(被災)証明書**(公的機関が発行したもの・コピー可)

※内容確認のため、これら以外にも書類を提出していただくことがあります。

※6学科・専攻・コース以上の申請を希望する場合は、事前に入試グループまでご連絡ください。

5. その他

各入試種別により、対象となる災害・地域が異なります。詳細は本学ホームページでご確認ください。

入学金免除(返還方式)

1. 対象となる入学試験

令和8年度に実施するすべての令和9年度入試

2. 対象者

次の各要件を満たしている方

(1) 受験する(した)入学試験日(B方式の場合は大学入学共通テスト試験日)から遡り、1年前までの期間に生じた災害で、本学が指定した災害地域に居住し、公的機関から「り災(被災)証明書」が交付されている方(保証人を含む)、または災害により家計支持者が死亡した方。

(2) 住居が持ち家であること。

(3) 令和7年分・令和8年分の収入金額いずれかが、給与所得者である場合は収入(支払)金額が841万円以下、給与所得者以外の場合は所得金額が355万円以下であること。

3. 特別措置内容

申請書類を本学で審査のうえ、入学金を返還します。ただし、入学金の免除は本学に入学する方を対象とし、入学を辞退する場合は入学金の返還は行いません。入学金は入学後、返還します。

4. 申請方法

次の書類を出願書類とともに提出してください。なお、証明書類は個人番号(マイナンバー)が記載されていないものであること。

出願書類提出後も受け付けいたしますが、その際は**令和9年3月2日(火)**までに**簡易書留**で入試グループ宛に送付してください(郵送必着)。

(1) **自然災害等に係る特別措置申請書**(令和9年度入試自然災害用・本学所定用紙)

(2) **り災(被災)証明書**(公的機関が発行したもの・コピー可)

(3) 市区町村が発行する**令和8年度所得証明書**もしくは**令和8年分の源泉徴収票**(コピー可)のいずれか

※家計支持者(学費負担者)が被災により死亡した場合は、そのことが記載された「戸籍謄本」もあわせてご提出ください。

※内容確認のため、これら以外にも書類を提出していただくことがあります。

5. 返還方法

本学の審査により返還が決定した場合には、申請いただいた口座に返金します。

6. その他

(1) 入学手続時納入金は、各入試の所定の期日までに一旦納入していただきますが、被災により期日までに納入できない場合は、合格通知書受領後に入試グループまでご連絡ください。

(2) 各入試種別により、対象となる災害・地域が異なります。詳細は本学ホームページでご確認ください。

所定用紙の申請書は、本学ホームページから取得してください。

本学ホームページ：<https://www.otsuma.ac.jp/> >入試・入学>自然災害等に係る特別措置

また、ご質問等ありましたら、入試グループまでお問い合わせください。

<問い合わせ先・申請書類提出先>

大妻女子大学・大妻女子大学短期大学部 広報・入試センター 入試グループ

〒102-8357 東京都千代田区三番町12 TEL: 03-5275-0404 FAX: 03-5275-6223 E-mail: nyushi@ml.otsuma.ac.jp